

頁	意見	事業者回答
1 (事業全体)	地域社会にとって災害・水害の防止、水源のかん養、環境の保全を図る上で極めて重要な役割を有する森林について、その機能を阻害しないように十分配慮すること。	保安林への配慮としては、方法書時においては50基の内、38基の風力発電機が保安林内に該当していましたが、準備書では保安林に該当する風車を17基に削減し、保安林の改変面積を低減いたしました。また、森林の水源機能への配慮として、風力発電機の輸送では一般的な大型トレーラーではなく、起立装置付きの特殊車両を用いることで、ブレードを起立させ道路建設を必要最小限に抑え、極力樹木の伐採せずに済む工法を採用致しました。さらに、風力発電機の組み立てについても地上で3枚のブレードを一度に組み立てる一般的な方法ではなく、ヤードの改変面積を最小化するため、空中で1枚ずつ組み立てる方法を採用しております。風力発電機の基数の削減と合わせて、上記工法の工夫も取り入れて、保安林及び森林の改変面積を可能な限り、低減させることで、極力、水源機能を阻害しないように留意致しました。
2 (事業全体)	事業計画策定の初期の段階から地域住民等関係者に対して事業計画を周知し、事業実施にあたっては住民の生活に悪影響を及ぼさないように十分配慮すること。	方法書以降、コロナ禍の影響もあり、不特定多数の方々を一同に募って説明を行うということが困難であったため、現地事務所を開設し、且つ、担当者も現地に移住し、日常的に地元関係者の方々(最寄り集落、地域関係者、漁業関係者、農業関係者など)に計画状況等を適宜ご説明してまいりました。引き続き、計画進捗等の周知に努めて参ります。 また、事業計画上の配慮に関しては、方法書時において、特に、住宅から距離が近かった対象事業実施区域北西部の風力発電機の設置を取りやめることや全体的に風車基数を削減し、資材運搬や工事量を低減いたしました。このことで、工事中の大気質及び騒音の影響や風力発電機の稼働による騒音・超低周波音、風車の影による住宅等の生活環境への影響について配慮を行いました。 なお、最寄り集落の住民の方々を既設風力発電所にご案内するなどして、風車稼働後の状況の理解を深めてもらうことも行っております。
3 (事業全体)	漁場環境の保全および水産資源保護の観点から、工事中だけでなく運用開始後においても事業区域から汚濁水等を流出させないよう万全の措置を講ずること。	工事中だけでなく、運用開始後においても、緑化や舗装により、濁水の発生源となる裸地を極力残さないように計画致します。運用後において、道路やヤード、法面などの点検を行い、必要に応じて適宜補修を行うことで、濁水の原因となる土砂の流出を防止いたします。
4 (事業全体)	開発地の雨水流出に対して、放流先河川・水路等、下流への影響がないよう「開発に伴う雨水排水計画基準(案)平成14年4月(滋賀県土木交通部河港課)」に基づき雨水排水計画を策定し、当局広域河川政策室(開発面積が1ha以上の場合)または長浜土木事務所木之本支所管理調整係(開発面積が1ha未満の場合)と協議してください。	本事業は開発面積が1ha以上となるため、「開発に伴う雨水排水計画基準(案)平成14年4月(滋賀県土木交通部河港課)」に基づき雨水排水計画を策定の上、担当部署と協議致します。沈砂池及び布田かごによる濁水対策を講じて、雨水排水を土壌浸透させ、河川へ直接排水の流入を極力回避することで、周辺河川の水環境に配慮いたします。関係機関との協議の結果を踏まえて、必要に応じて調整池を設置し、下流域の流量の変化が極力生じないようにいたします。
5 10.4-1 (1952)	環境影響の総合的な評価について、イヌワシ・クマタカ等の鳥類をはじめ、ブナ林を基盤に成立している多様性の高い豊かな生態系への重大な影響が懸念される事業であるにもかかわらず、準備書の「環境影響の総合的な評価」の中に、この地域の自然環境および生態系に及ぼす総合的な影響が全く言及されていないのは不適切であり、この観点からの評価を行い示すとともに、評価書にも反映されたい。	評価書においては、別添資料庁内意見5に示すとおり、自然環境および生態系に及ぼす総合的な影響に関する記載を追記します。
6 10.2-36 (1937)	イヌワシの誘引、クマタカおよび濃り鳥のバードストライクにかかる環境保全措置について、準備書10.2-36(1937)ページに記載されている目玉シールの貼り付け等だけでは不十分と考えられるため、十分実効性のある環境保全措置を検討されたい。	イヌワシの誘引については、関係機関とも協議の上、施工可能な箇所は風車ヤードにチップまたは碎石を敷くことで餌動物を誘引しないようにし、餌場として利用できないようにする対策を主な環境保全措置として位置付けております。この保全措置は「第2回審査会における指摘事項とそれに対する事業者の見解」の別添資料4に掲載のとおり、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成23年、平成27年修正版)において、イヌワシに対する保全措置として掲載されています。(イヌワシの主な餌生物のノウサギを風車付近に誘引させないため、草刈りを徹底し隠れ場所を根絶するかノウサギの不嗜好性植物を密生させる。)また、ご指摘頂きました樹林の中に道を付けることにより、そのスペースがイヌワシの餌場となる可能性については、定期的に施設巡回を行い、猛禽類を誘引する可能性のある死骸の除去を行うことで、若鳥やフローターに対する誘引の可能性を低減します。 クマタカについては、最も数値が高いNo.1については設置取りやめを検討し、その他のディスプレイ頻度が高いメッシュに該当する風力発電機(No.2、3、4、5、6、7)についてはブレード塗装等により視認性を高める保全措置を講じます。目玉シールの貼付とブレード塗装の風車の視認性を高める環境保全措置を複合的に講じることで、さらに衝突のリスクを低減いたします。 なお、クマタカについては、風力発電機設置後は風力発電機より500m程度忌避するという文献資料もあります。また、これまで風力発電所のサイトにおいてクマタカの死骸が確認された報告事例もほとんどないことより、十分実効性が認められた環境保全措置の事例や文献はないため、本事業における事後調査で検証してまいります。
7 2.2-75(78)	原生林的なブナ林については改変を極力回避するとされているが、近畿地方においてブナ林はごく限られた地域に分布するのみであり、滋賀県においては二次林的なブナ林も含めて重要な植生であると考えられる。事業予定地およびその周辺には、ブナ林を基盤に成立している多様性の高い豊かな生態系が成立しており、原生林的なブナ林だけでなく、二次林的なブナ林も含めて極力改変を避ける必要がある。そのため、各調査地点の高木層の平均的な胸高直径や、事業予定地およびその周辺全体の航空レーザー測量結果の解析などを示し、二次林的なブナ林についても改変を避けるべき区域の重みづけ(胸高直径や樹高などを踏まえた段階的な重みづけ)を行うことを検討し、改変面積をより一層抑える環境保全措置を検討されたい。	準備書の群落区分にあたっては、植物社会学的植生調査法を用いております。さらに、区分の精度を高めるために追加項目として航空レーザー測量結果を採用しましたが、重みづけを行う目的で使用するためには、現状で得られているデータからも手法等を検討することは困難です。 ブナ林の重要性は認識しており、準備書段階でも極力大径木を避けるなど配慮はしておりますが、評価書に向けて、自然林、二次林に関わらず可能な限り改変面積を低減できるよう検討いたします。
8 10.1.4-28 (781) ~ 10.1.4-46 (799)	コウモリ類生息状況調査(音声モニタリング調査)について、種の同定が行われておらず、3類型に分類して解析することとなっているが、この解析では重要な種と一般的な種の行動様式が混同された予測・評価となり、重要な種への影響を適切に確認することができないため、可能な限り種まで同定して対応することを検討し、重要な種が含まれていることを前提として保全措置を検討されたい。	バットディテクターを用いた調査手法で確認されたコウモリ類は周波数帯での記録であり、一般種と重要種など種の同定を行うことはできません。そのため、周波数帯ごとに可能性のある種として取り扱っています。重要種と一般種の区別はできないものの、コウモリ類の影響予測の記載は、重要種を想定したのもとしており、生態特性等も重要種のものを記載しております。 航空障害灯はコウモリ類の餌となる昆虫類を誘引しにくいとされる閃光灯を採用する計画としております。また、飛翔高度や風速ごとの出現頻度から影響は小さいものと予測しておりますが、不確実性を伴うためバットストライクの事後調査を行うこととしております。
9 10.4-24 (1975)	準備書10.4-24(1975)ページの動物の環境要素に係る調査結果の概要において、重要な種の確認結果としてユビナガコウモリとモモジロコウモリの記載が抜けいていると思われるので、評価書において加筆されたい。	評価書において10.4-24(1975)ページの調査結果の概要の表にユビナガコウモリ及びモモジロコウモリを追記いたします。

10	10.1.5-85 (1686) ～ 10.1.5-87 (1688)	現地調査の結果確認された重要な植物種について、改変区域内だけでなく、改変区域外にもサルメンエビネをはじめとする貴重な植物種が見られるため、準備書10.2-30(1931)において環境保全措置として採用されているとあり、工事関係者等の改変区域外への立入制限の措置は徹底されたい。	工事関係者等の改変区域外への立入制限の措置は徹底いたします。
11	10.3-2 (1945) ～ 10.3-4 (1947)	事後調査計画について、コウモリ類・鳥類、クマタカ、植物の全てに関し、着しく計画の具体性を欠くことから、「調査地点」および「調査方法」の詳細や、「環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合の対応方針」における環境影響の程度が著しいと認める条件や「さらなる効果的な環境保全措置」として想定している内容など、「調査手法」をより明確に示すとともに、評価書にも反映されたい。	準備書段階から提示ができる計画については、準備書に記載いたしました。一方、具体的な調査地点などは現時点からお示しすることは難しいため、調査時の状況も踏まえて確定していきますが、評価書時で今よりも詳細に記載できるものについては対応してまいります。 なお、「環境影響が著しい」との判断は、事後調査の結果を専門家にヒアリングした上で判断したいと考えております。
12	10.3-2 (1945) ～ 10.3-4 (1947)	事後調査計画について、コウモリ・鳥類の環境要素に係る「土地又は工作物の存在及び供用」による影響の調査は稼働後1年間、クマタカおよびイヌワシの環境要素に係る「土地又は工作物の存在及び供用」による影響の調査は稼働後2年間で基本とする旨が記載されているが、「猛禽類保護の進め方」(環境省)には、イヌワシ・クマタカ等の猛禽類の事後調査は「期間は少なくとも各種の開発事業の実施中から完了後の4～5年を行うことが望ましい」とされていることに加え、事業者による調査においてイヌワシの潜在的な行動圏を十分把握できていない可能性が高いこと、多数のクマタカの生息が確認されていること、ハチクマ等の猛禽類の渡りが多数確認されていること、コウモリの重要な種が確認されていることなどを踏まえると、いずれの環境要素に係る事後調査計画においても調査期間は少なくとも工事の実施中から供用後4～5年は確保すべきであると考えられるため、「調査期間」の見直しを検討されたい。	当該地域におけるクマタカは概ね隔年繁殖であることから、稼働後2年間の事後調査を実施し、その結果を踏まえ専門家ヒアリングを実施し、事後調査の継続について検討することとしています。 イヌワシについては2年間の稼働後調査で飛来状況を確認し、その結果と専門家意見を踏まえて継続の要否は判断いたします。バード・バットストライク調査も同様の対応とし、順応的に行いたいと考えております。 植物の移植株については、2年程度モニタリングをしてほぼ変化がなければ自然の状態に任せればよいという専門家からのコメントもあり、2年間のモニタリングを実施し、必要に応じて再移植やモニタリング調査継続の対応をとることいたします。
13	10.3-3 (1946)	クマタカの環境要素に係る事後調査計画について、「工事の実施」による影響の調査については、準備書の記載からはBペアのみを調査対象とするように読み取れるが、C・F・H・I・Jなど他のペアについては調査対象としないということか。また、「土地又は工作物の存在及び供用」による影響の調査については、どのペアを対象として調査を行う予定か、「工事の実施」および「土地又は工作物の存在及び供用」による影響の事後調査を行うに当たり、調査対象とする予定のペアを明確に示されたい。	工事中の事後調査は工事騒音の影響を受ける可能性が最も高いと予測されたBペアを対象としています。その際、隣接するペアについても併せて確認に努めます。 稼働後の事後調査は、高利用域内に対象事業実施区域が含まれる6ペア(B、C、F、H、I、J)を対象としています。
14	10.3-4 (1947)	植物の環境要素に係る事後調査計画について、工事の実施により新たに林縁部が形成されることに伴う既存の植生への影響に関する内容を、調査項目に追加することを検討されたい。	植生の事後調査については、評価書に向けて専門家にも相談した上で検討いたします。
15	2.2-78 (81)	対象事業実施区域周辺に計画されている2事業に関して、調整や整合を図ることが必要な内容があるのでしょうか。その場合、具体的にどのような内容でしょうか。	対象事業実施区域周辺において計画中の他社の2事業について、本事業よりも後発事業であり、具体的な風車の位置や各事業計画の仕様が明らかとなっていないため、環境影響評価においては予測対象とはしておりません。本事業の評価書手続きの実施までに2事業の詳細な計画が明らかとなった場合、本事業及び他社事業も含めた累積影響の予測の実施を検討いたします。また、他事業者より調査データの提供を求められた場合は協力する予定です。
16	10.3-3 (1946) ～ 10.3-4 (1947)	動物(クマタカ、イヌワシ)の事後調査計画を稼働後2年間とされていますが、2年間とされる根拠がありましたら、御教授願います。また、他事例を参考に継続が妥当となる内容について、把握されているのでしょうか。	2年間としている理由は、クマタカについては隔年繁殖ということを考慮し、設定しております。イヌワシについては、複数年飛来状況を確認するために2年間としました。2年間の事後調査の結果を踏まえ、その後は専門家の意見を踏まえて継続の要否を判断する順応的な対応を考えております。イヌワシやクマタカを対象にした事後調査を延長した事例は把握できておりません。